

中央教育審議会第16特別委員会における 「能研テスト」の政策形成過程に関する分析 —財団法人「能力開発研究所」の設置形態に着目して—

An Analysis of the Policy Formation Process of NOKEN Test at the 16th Special Committee in the Central Council for Education: Focusing on the form of Establishment of the Incorporated Foundation Educational Test Research Institute.

中 村 恵 佑*

Keisuke NAKAMURA*

要 旨

本研究では、高校での進路指導や大学入試での活用を目指して、財団法人「能力開発研究所」（能研）により実施された「能研テスト」（1963～1968年）について、なぜ、民間組織である「財団法人」を実施機関として能研テストが構想されたのかという経緯を、能研テストに関する審議が行われていた中央教育審議会第16特別委員会の速記録や配布資料等を基に解明する分析を行った。その結果、審議や改革案の提案・作成において外国の大学入試制度が参照され、アメリカのように国と分離した第三者機関が共通試験の実施機関として提案された点や、こうした改革案が文部省側から提示された審議において、実施機関の設置形態や国の関与のあり方が議論となり、文部省側と委員の間で意見に相違が見られたものの、結果的に文部省側が想定していた財団法人という形式で実施機関が設立されることになった点等が明らかになった。

キーワード：大学入試、能研テスト、能力開発研究所、中央教育審議会、政策形成過程

1. 本稿の目的

1960年代、財団法人「能力開発研究所」（能研）により、主に全国の高校生を対象として進路指導や大学入試での活用を目指して実施されたのが、「学力テスト」「進学適性能力テスト」「職業適応能力テスト」からなる「能研テスト」である。このテストが決定された直接的な契機となったとされているのが、大学入学志望者の学習到達度と進学適性について信頼度の高い結果を得る方法を検討・確立し、この方法により、共通的、客観的なテストを適切に実施すること等の大学入試改革案を提言した、中央教育審議会（中教審）の答申『大学教育の改善について』（1963年1月）とその中間報告（1962年10月）である。これを受け1963年からテストが開始されたが、当時の学園紛争等を背景

とした反対運動の中、受験者や利用する大学の数が減少し、財団法人であるがゆえに受験料収入を主な財源とした能研の経営状況が悪化したこと等から、1968年でテストが中止された（e.g. 芝1974）。

さて、大学入試を中心とした先行研究では、上記の中教審の答申に関して、そこで示された大学入試改革案の内容を検討することが中心であり（e.g. 芝1974、黒羽1985、木村2014、佐々木2022）、その審議経過は十分に分析されていない。この中で、例えば先崎は、中教審の審議で、「入試は『集団的選考基準で合否を決する』つまり、各大学のたった一度の試験で得られた志願者の相対的序列で合否を決定するだけで、受験生の学力（学習到達度）及び資質が十分見られていないのではないか」、「高校側の進路指導が十分でなく、各大学も高校側に十分な情報を提供するなどの競争緩

*弘前大学教育学部学校教育講座

Department of School Education, Faculty of Education, Hirosaki University

和の努力を行っていない」、そして「高校と大学との連絡協力がほとんど行われていない」といった点が指摘されており、高大接続の要素である「進学」と「学校教育の連続」の問題点が公的に意識・議論されていましたとまとめている（先崎2010：77）。だが、速記録等を基に中教審の審議経過を詳細に分析しているわけではない。一方、能研テストの実施要因を分析した中村（2023）では、本稿でも検討対象とする中教審第16特別委員会の速記録や配布資料の内容にも触れながら、能研テストの実施要因の一つとして、中教審が大学入試の関係アクターによる合意形成を可能とした「政策コミュニティ」として機能していた点を指摘している。その上で、能研テストが短期間で廃止されるに至った要因の解明にとって、中教審での審議過程をより詳細に分析し、合意形成のあり方に不備がなかったかといった点から政策形成過程を検証することが重要である点を、残された課題として提起している。

そこで本研究では、先行研究における上記の課題や問題関心を踏まえ、能研テストが短期間で中止される直接的な原因となったように、そもそもなぜ、官よりも経営基盤が不安定になりやすい民間組織である「財団法人」を実施機関として能研テストが構想されたのかという能研の設置形態に焦点を当てながら、中教審における能研テストの政策形成過程を明らかにすることを目的とする。このために、「国立公文書館デジタルアーカイブ」で公開されている、この当時、大学入試改革について検討していた中教審第16特別委員会の速記録や配布資料を中心に、その審議経過を詳細に分析する。

2. 中央教育審議会第16特別委員会の概要

1960年5月、当時の松田竹千代文部大臣が、「大学教育の改善について」を中教審に諮問した。具体的には、①「大学の目的・性格について（大学の目的・性格を再検討し、高等教育機関の種別およびその修業年限あるいは教育内容等について改善を図る要はないか。）」、②「大学の設置および組織編成について（大学の数、配置、組織編成ならびに専攻分野別による学生の数等について検討し、その改善を図る要はないか。）」、③「大学の管理運営について（大学管理機関のあり方、教員の待遇および身分取扱い等大学の管理運営について検討し、その改善を図る要はないか。）」、④「学生の厚生補導について（学生の厚生補導について検討し、その改善を図る要はないか。）」、⑤「大学

の入学試験について（大学の入学試験の方法および競争緩和について検討し、その改善を図る要はないか。）」、⑥「大学の財政について（大学の財政について検討し、その改善を図る要はないか。）」の6点に関して諮詢された。

「大学教育の改善について（中央教育審議会の動静／第91回総会・中間報告）」（『文部時報』1023）も参考に、審議経過は下記の通りまとめられる。まず、1961年7月10日の総会¹で第16特別委員会の設置が決まり、大学入試改革もこの委員会で審議されることになった。1961年7月31日時点の「第16特別委員会委員名簿²」によると、同委員会は高校・大学関係者を中心とした次の19名の委員から構成された。

表1 「第16特別委員会の委員一覧」（筆者作成）

	委員名	肩書（当時）
委員	天野貞祐	獨協中学校同高等学校校長 中央教育審議会会長
	大浜信泉	早稲田大学総長
	奥井復太郎	慶應義塾大学教授
	茅誠司	東京大学学長
	河原春作	文化財保護委員会委員長 中央教育審議会副会長
	木下一雄	東京都教育委員会委員長
	高橋雄豺	読売新聞社副社長
	細川潤一郎	麻布中学校同高等学校校長
	細川隆元	評論家
	松下正寿	立教大学総長
臨時 委員	森戸辰男	広島大学学長
	諸井貫一	秩父セメント株式会社社長
	和達清夫	日本学術會議会長
	香川冬夫	愛媛大学学長
	梶井剛	科学技術會議議員
	高坂正顯	京都大学教授
	清家正	東京都立工業短期大学学長
	日高第四郎	国際基督教大学教授
	前田陽一	東京大学教授
		※なお、大学入試に関する審議では、全国高等学校長協会会长だった岩下富蔵と、児童心理学者の波多野勤子が委員に加わった。

※以下、速記録・配布資料で「高」と「高」が混在しているが、読みやすさの観点から前者の表記に統一している。

そして、1961年7月下旬から、1962年10月に大学入試改革を含む中間報告を発表するまでの約1年3か月で、大学の「設置・組織編成」のために7回、「管理運営」のために22回、「入学試験」のために6回、総括審議が1回の、計36回の会議が開催された。

以上の審議の結果、1962年10月に発表された中間報告の「大学の入学試験について」の中で、次のような具体的な改革案が示された（中央教育審議会1962：56-58）。まず、当時の学力試験による大学・志望者間の激しい自由競争が、志望者とその父兄や大学・高校関係者、そして国家社会にとって莫大な費用と精力の浪費を伴っており、適格者の選抜と配分においても必ずしも効果的であると言えないことや、高校以下の学校教育・体系に憂うべき影響を及ぼしていること、浪

人が多数発生しており受験準備のための費用も増大していること等の欠点を指摘している。その上で、「高等教育をうけるにふさわしい適格者の選抜にあたっては、進学志望者の学力、資質については、高等学校における学習到達度と高等教育への進学適性の判定が基本的な条件である」ため、「志望者の学習到達度および進学適性について、信頼度の高い結果をうる方法を検討確立し、この方法により、共通的、客観的なテストを適切に実施すること」が提言された。また、本研究で着目するテストの実施機関については、「テストのための問題の研究³、作成およびテストの実施⁴のために、新たに専門の機関を設ける必要がある」点や、「この機関は、さしあたり財団法人⁵とし、高等学校教育と大学教育との要請がじゅうぶん調整されるため、高等学校関係者と大学関係者を中心とし、その他学識経験者、文部省関係者を加えて組織運営されるものとする」点、更に、「テストの問題の研究作成および実施に必要な専門家を擁する実施部門をもつものとする」点が示された。そして、この中間報告の内容を踏襲した大学入試改革案が、1963年1月に発表された答申「大学教育の改善について」の中で正式に提言されたのである。

3. 中央教育審議会第16特別委員会における大学入試に関する審議内容の検討

前述の通り、第16特別委員会では大学入試について6回の審議が行われたが、速記録⁶を確認すると、第26回（1962年6月11日）、第27回（1962年6月18日）、第29回（1962年7月16日）、第30回（1962年7月23日）、第31回（1962年9月3日）、第32回（1962年9月10日）で主な検討が行われていた⁷。以下では、大学入試における新たな共通テストの実施機関の設置形態について、いかなる議論が行われていたのかに焦点を当て、各会議における審議内容を検討する。

（1）第26回会議における審議内容

第16特別委員会で大学入試に関する審議が開始された第26回会議では、まず、文部省から、これまでに出されている中教審や全国高等学校長協会（全高長）、国立大学協会（国大協）等からの提言の内容、また、日本の大学入試制度の現状（入試に関する法令、学力検査、調査書、身体検査といった選抜方法、出題内容、入試期日、大学入学状況の現状や将来予測等に関する統計データ、主要大学における入試の実施体制

等）を中心に説明が行われた（第26回第16特別委員会速記録：348-356、369-418 以下、頁数は速記録の一番下に記された数字による）。そして、それを受け委員による質疑応答や自由討議が行われた。

この討議では、大学進学のための適性検査の実施に前向きな意見も挙がっていた。例えば日高委員は、戦後直後に大学入試での活用を目指して実施された「進学適性検査⁸」について、当時自分が反対していたことや、それが失敗した要因等を指摘した上で、「私はこれはもう一ぺん日本の立場で、日本の実情に即するかどうかということを、ことに人材養成計画というようなものを立てる場合には、そういう素質検査というものの口検討に値するんじゃないかと思います。あまりここでは大学側では御賛成がないようですがれども、私は□大学の一員ですけれども、これは値打ちがあるんじゃないかというふうに考えます。」と発言している⁹（第26回第16特別委員会速記録：463-474）。また森戸主査も、進学適性検査実施時の状況を説明した後で、「しかしあれわれは、これはそれ（筆者注：「進学適性検査」を指していると考えられる）自身よければ意味があるんだと、こういう考え方ですから、その組織の問題と技術の問題がもう少し別な形になれば、おそらく大学でも必ずしも反対ではないのではないかと思いますので、多少彈力性を持って行なわれるようになれば、これは私はいいことじゃないかと思うんです。アメリカの入学試験協議会¹⁰ですか、あれは私学も国立も皆関係しているんですね。それで独立の一種の法人的な組織一自由参加だとと思いましたが、有力な大学は皆入っている。そういうことになれば私学の方でも反駁は少ないわけですね。ただそういうものが可能かどうかということは多少問題ですけれども……。」と述べている（同：478-482）。

このように、自由討議の段階ではあったものの、大学入試における進学適性検査のようなテストの実施が、改革案の選択肢の一つとして初回から浮上していたのである。

（2）第27回会議における審議内容

この会議では、参考人からのヒアリングとして、まず、国立教育研究所（現・国立教育政策研究所）から、進学適性検査の追跡調査を中心とした大学入試研究の内容に関する説明が行われた。例えば、進学適性検査は学科試験より素質や将来の可能性の判定力が高い傾向にあった点や、現役で入学した生徒の方が浪人生より検査の結果が良かった点等の有効性が紹介され

た一方、何回検査を受けても同じような結果になるかという試験の「安定性」は、必ずしも十分ではなかつたといった課題も指摘された（第27回第16特別委員会速記録：522-552）。

以上の説明に対する質疑応答の後、審議の参考として、日高委員と森戸主査から、国際大学協会とユネスコが行っていた大学入学制度に関する国際的研究についての報告が行われた¹¹（同：583-600）。

そして、全高長会長の岩下委員から、全高長が文部大臣に1961年9月28日に提出した要望書「大学入試（筆者注：件名は「大学入学試験」）制度改善に関する意見具申¹²」に関する説明が行われた。この中では、「一、いずれの大学においても、原則として現役が合格者の多数を占めるべきであつて、それには高校の正常な授業を受けた者であるならば、解き得る程度の適当な出題がなされねばならぬ。このためには、国立大学の出題は、国として、なんらかの形において統一すべきである。」「二、高校教育課程の改訂により、類型の別が一段と明確になるとともに、必修科目数が多くなるが、受験者の負担が過重にならぬよう、試験科目等につき配慮されたい。なお、新教育課程は昭和三十八年度から実施となるので、ぜひとも、昭和三十七年十二月までにこの点を検討して、その結論を出していただきたい。」「三、適性に関する合理的な検査方法を探究し、これを併用することを考えられたい。」「四、教育の機会均等の原則に基づき、職業課程履修者に対しては、別わくを設ける等特別な配慮がなさるべきである。その一方法として、全国を数ブロックに分け、各ブロックごとに、少くとも一校以上の大学・学部において、その大学・学部に関連ある各職業課程履修者に対し、それぞれの課程の卒業程度を基準とする試験を実施して、一学級を編成し得るに足る入学者を認め、その教養科目については特別な講座を設けて履修させるようにしていただきたい。」という、主に4点が要請されていた¹³。このうち、能研テストのような共通試験・検査の実施に言及している1、3点目に関する説明について、以下検討する。

まず第1の点について、岩下委員は、「われわれとしては、国において適当な機関を作つて□□委員会なり機関を作つて、そこで高等学校の教育課程を十分に御承知の方もこれに加わつて、高等学校の教育課程の範囲内において、これを逸脱しないような、しかも、あまりにも程度が過ぎて無理な受験準備をしなければ入れないといったようなことのないような適正な問題を作りまして、その統一した問題で試験をするとい

うふうにしてもらつたならば、現役の生徒がより以上に入学することができるのではないか、こう考えたわけであります。高等学校長会としていつも問題になるのは、□ところはいわゆる一流大学では現役が三〇%くらいしか入らない、あるいは三〇%以下という大学もあったわけですが、それでは困る。いわゆる一流大学も含めてどの大学においても現役が半分以上、六〇%くらいは入るようにしてもらいたい。それに、今言ったような適正な問題を出してもらうということが一番望ましいわけでありますが、そういう従来からの考え方の上に立ちましてこの第一の提案をいたしましたわけであります。」と述べている（第27回第16特別委員会速記録：604-606）。またイギリスでは、国において問題の範囲や程度を十分審議した上で、その指導の下で複数の大学が問題を作成して試験を実施していく状況を説明した上で、「日本もかなり大学がありますから、まあ地口的に北海道は北海道大学、あるいは東北なら東北大学といったように幾つかのブロックに分けて、しかも同じ程度の問題、その範囲も十分に検討した上で同じ程度の問題を出すということもあるいは一方法かもしれません。いずれにしても今のように大学ごとにみんな問題が違っているというようなことでなく、何らかの形に統一したらどうか。このことにつきましては、昨年民主教育協会で□□□博士をお呼びして、全国各地に□きま□て高校教育を中心としたセミナーが行なわれ□□が、□□□博士も大学入試の現状を知って非常に驚□ておられたようですが、お帰りになるときの意見として、もちろん国情が違うからはっきりした意見は述べられないけれども、やはり大学ごとに試験問題が違っているというようなことはおかしいんじやないか、何らかの形でやはり統一□たらどうかという御意見を述べて帰られたのです。」とも発言している（同：607-610）。この発言について、『内外教育』の1961年4月25日の3～8面と、5月16日の8～10面によると、ハーバード大学名誉総長だったJ・B・コナント博士が、民主教育協会の招きで来日して、日本の大学・高校教育の諸問題を討議研究するセミナーと公開講演会に参加し、日本の大学入試の状況に関する意見やアメリカの制度についても発言していたことが報じられている¹⁴。その中で、コナント博士は、高校・大学関係者から、大学進学について適切な指導が高校でほとんど行われていない等の高校教育の実態を聞き、「日本の高校教育が一東京大学のために、いかにねじ曲げられているか痛感する。わたしの立場で解決策を具体的に述べるこ

とはできないが、とにかく日本の高校教育、大学入試のあり方は早急に再検討すべきだ」とも述べていたという。以上から、速記録から明確に判断できなかつた「□□□博士」は「コナント博士」を指していると考えられる。

次に、第3の点については、進学適性検査が高校・大学側から批判され廃止された経緯を踏まえつつ、「しかしわれわれとしては、現役者をなるべく多く入れたいという根本的な考えに立って、今のような適性検査が相当の信頼度があるならば、しかも、もし準備を誘発しないような問題ができるならば、これを（筆者注：大学入試で）併用することが一つの方法ではないかということを検討してもらいたい。」と述べている（同：616-619）。

さて、以上のような高校側からの要望内容に対して、委員からの質疑応答や意見交換が行われた。その中で、例えば日高委員や茅委員、前田委員、木下副主査から、アメリカで行われている進学適性検査の例も挙げながら、進路指導や大学入試で活用できる高校での統一的な学力試験や適性検査を行うことに賛同する意見が相次いでいた（同：656-670）。

（3）第29回会議における審議内容

この会議では、日本私立大学連盟の常務理事だった上野直蔵同志社大学学長・日本私立大学連盟常務理事と、矢次保日本私立大学協会事務局長という私立大学関係者を参考人として招いた、大学入試のあり方に関する意見聴取、また、森戸主査による前述の大学入学制度に関する国際的研究についての報告と、それに関する質疑応答・意見交換が行われた。そのうち前者において、上野参考人が、高校3年で、毎年1回ずつアチーブメント・テストを全国でブロック毎に行い、それらの結果に基づき受験生が第1～3志望の大学を決めて選抜することにより、受験競争が緩和するという案を提示していた（第29回第16特別委員会速記録：845-847）。ただし、これに対する質疑応答では、「そういうアチーブメントの統一的の基準というようなものが、私は、ほとんど各大学でもって違った意見を持っていると思うんですね。それを統一できると思うことが私はあまり抽象的だというふうに考えます。」、また「統一的にアチーブメントを作るということは、頭では考へても實際は議論百出してとうてい私は実行不可能だというふうに思うんです。」といった批判的な意見もあった（日高委員 同：870、872）。

（4）第30回会議における審議内容

第30回会議では、フランス、アメリカ、ドイツ、イギリス、ソ連という5か国の大学入試制度に関する説明・質疑応答と、その状況を踏まえ改革案についての議論が中心的に行われた。

まず、前田委員からフランスとアメリカに関する説明が行われた（第30回第16特別委員会速記録：1019-1063）。フランスの共通試験については、国が大学を通して全国で統一的に行う大学入学資格試験であるバカロレアが、アメリカについては、Educational Testing Service (ETS) を試験実施の受請機関として College Entrance Examination Board (CEEB) が行っている進学適性検査である SAT^{15・16} が主に紹介されていた。特に後者に関して、CEEB は大学やハイスクールを会員とし、加盟している大学がテストの採点を行っている点¹⁷ や、私立の主要な大学はほとんど加入しており、アメリカの良い大学に入ろうとするならば大体このテストを通過する必要がある点、試験問題の内容、この他にアチーブメント・テスト¹⁸ も実施している点、これら試験結果の入試での利用方法は各大学の自由である点等が説明された。

これに関する質疑応答が行われた後、文部省の上田調査課課長補佐から、ドイツ、イギリス、ソ連に関する説明が行われた。初めにドイツの共通試験については、中等教育機関であるギムナジウムに9年間通い、その卒業試験（アビトゥア）に合格することで大学入学資格が付与される点が説明された。そして、各ギムナジウムで行われる試験に、試験官として文部省の視学官等も加わることや、各ギムナジウムの試験問題の内容に文部省の承認が必要であること等、文部省の関与がある点について指摘されている¹⁹（同：1076-1085）。続いてイギリスについては、1951年から実施されている大学入学や職業資格のための検定試験である GCE 試験について、大学教授や各県の教育長、中等学校の校長・教員といった委員により構成され、厳密には国ではない当時九つあった機関が実施主体となっていた点や、文部省の役割は、各試験のレベルを全国で統一するために、試験問題を調整したり出題方針を各機関に流したりすることにある点、そして普通レベルや上級レベルに分かれている²⁰ 試験の制度設計等が述べられていた（同：1098-1116）。最後にソ連に関しては、入試は各大学で学科試験や口述試験が実施されている点が報告された（同：1127-1132）。

そして、この3カ国の大学入試制度についてもそれぞれ質疑応答が行われ、その後、討議が行われた。そ

の冒頭に森戸主査が、各国の入試で高校での内申書が重視される傾向にあるが、各学校での内申書の基準に相違があるため、フランスやイギリス、ドイツで講じられているように、いかにして全国的な一定の基準を設定していくかということが問題となるという点を指摘した上で、「その場合に、テストといいますか、はかるものさしは一体どういうふうにしていいのかという問題も、ただいまお話のように、高等学校あるいは大学の先生にまかせるというようなところもありますし、あるいは特殊な永続的な機関を作つてやるというようなところもあります。そういうようなことにつきまして何か御意見がございましたら……。」と意見を募った（同：1147-1150）。これに対し、岩下委員が「高等学校側としては、内申を大いに重視してもらいたいという気持は多分にありますけれども、先生のおっしゃったように、それを無差別に同じ扱いを受けたのでは、やはり学校によって違いますから、今言ったような、比較できる一般的なテストの結果というものが出ていないとちょっと活用はできないのじゃないかという気がします。」と発言しており、内藤誉三郎文部省事務次官も、「実際問題としては学校差が非常に激しいので、岩下さんの校長会でも学校の記録そのものを改善しても限度があるということです。どうしても高等学校長協会としては何らかの統一テストというようなものが要るんじゃなかろうかということを話していたわけです。一応その程度なら学校差、地域差というものがなくて客観的な資料になるから、それでひとつ大学側は検討していただけないかということです。」と補足している（同：1150-1152）。また木下副主査も、「文部省でやっております、さしあたり全体を対称（筆者注：原文ママ）としておる学力検査²¹のようなものを毎年やっていればその学校の一人々々の生徒の成績がわかつてくる。そうすれば学力検査を毎年やって、その結果を、それこそ指導要領（筆者注：原文ママ）に記入していくと、それは学校差も自然（筆者注：原文ママ）わかつていきますし、それから、いわゆる内申ということで学校差が無視されるということもなくなってくるのじゃないか、非常にいいのじゃないかと思います。これはあらためて共通の英國式、あるいはフランス式の国家試験のようなものをやるということを出すと問題になりますが、せつかく今までやっているのですから、これは学力調査でなくて学力検査をやるということがいいのじゃないかと思います。」と、高校での学力試験に賛同している（同：1162-1163）。

そして議論の最後に、日高委員から、「ラーニング・アビリティ・テスト²²」や、高校での進路指導のためのテストの実施について提案が行われた（同：1163-1172）。これに対して森戸主査は、「何かそういう問題を研究するセンターのようなものがでて、そういうものが、まあ強制的ではないに、あるいは試験問題を出して、自由な参加者に試験をして、学校のほうでそれを参考にするというような考え方も可能で、その範囲で広がればおのずから一つの基準になり、全国的な基準にもおいおいなっていく可能性もあると思います。」と、テスト問題の研究・出題機関の設立にも言及していた（同：1174-1175）。

（5）第31回会議における審議内容

第31回会議では、文部省から「大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について」という、これまでの審議会での意見を踏まえた改革の試案が配布された。そしてこの内で、以下のような共通試験の具体案が示され、天城勲調査局局長から説明が行われた（第31回第16特別委員会速記録：1184-1189）。

1. 大学入学試験に際し、各高等学校が提出する受験生の調査書は、現在じゅうぶんには活用されていないので、それとは別に受験生の学習到達度・進学適性について大学が客観的資料としてじゅうぶん活用できるような統一的、客観的テストを行う。
2. 統一的、客観的テストの問題の研究、作成およびテスト実施のため、特別の機関を設ける。
3. 高等学校教育と大学教育との要求がじゅうぶん調整されるため、この機関は、高等学校関係者と大学関係者をもって構成する。
4. このテストの結果の利用について大学が筆記にせよ面接にせよ、独自の試験を併用することを妨げるものではない。
また、大学がこのテストの結果を利用することを強制するものではない。
5. この制度が円滑に行われるため、高等学校と大学の緊密な協力連携と受験生の負担が過重にならないための配慮が肝要である。
6. この制度を確立するまで当面主として国立大学の入学について次の措置を講ずる。
 - 高等学校は毎年この機関の作成する問題

により一せい口ストを行ない、その結果を受験生の志望大学に調査書に添付して送付する。

- 大学は従来どおり独自の入学試験を行うことを原則とする。
- 若干の大学を指定し、合格者につき大学の行なった試験の結果と送付されたテストの結果とを比較検討する。

7. 以上の措置をおおむね3年間継続し、その間次の点について調査研究する。

- テストの問題
 - ・ 高等学校における学習到達度・高等教育進学適性の適確な判別を目的とするテスト問題の研究について
- テスト結果の高等学校教育における活用
 - ・ 進学指導の基準について
 - ・ 調査書の改善との関連について
- テスト結果の大学入学における活用
 - ・ 調査書との関連について
 - ・ 大学の行なう入学試験とテスト結果との関連について
- 大学の行なう試験問題の委託作成
- 高等学校における進学指導（Guidance officer, Counselor）の制度と機能および大学における入学指導（admission officer）の制度と機能ならびに両者の関連

なお、この「特別の機関」について、天城局長は、「一種のいろんな第三の研究機関でございます。アメリカにおきますエグザミネーション・ボードとテスティング・サークル²³というものを兼ねたようなものにしたらどうか、これは国のもとでなくして、国の行政機関から離れた形でこういうことをやつたらどうか」と述べている（同：1188）。

以上の説明に対して質疑応答や意見交換が行われたが、この中で、テストの実施機関の設置形態に関する質問も複数挙がっていた。例えば岩下委員が、この機関は国の機関なのかという点を質問したのに対して、天城局長は「いや国の機関じゃなくて財団法人みたいな形で出発する、そういう形のほうがいいのじゃないか。今文部省で高等学校の学力調査をやっておりましね、ああいう形で希望者が参加する意味の全国調査じゃないわけです。」と回答している（同：1194）。

次に森戸主査から、この機関に文部省は入らないのかという点について質問がなされた。これに対して

は、「少なくとも国の責任を負うという形なら特殊法人²⁴にするとか、あるいは研究所でやるとか、直接文部省でやるのでなければおかしいじゃないかという話も（筆者注：文部省内で）あったのでございますけれども、とにかくこれは三年間の試験研究調査期間をおいて、そしてこの三年間に大むね（筆者注：原文ママ）これだけのことをやってみて、その結果この客観テストというものが大学入試にどう活用するかということがわかつて、次の措置をするときにその問題をはつきりして、それまではむしろ一種の調査研究の時期なんだからあまり国が飛び出したりしないほうがいいのじゃないかという考え方なのです。」と答えた（同：1195-1196）。更に森戸主査が、テストの試験期間後の組織に文部省が入らなくても良いという点に関して質問したところ、天城局長は「オーガニゼーションは入っても入らんでもいいのですけれども、ある程度財政的な補佐はしなければならんのじゃないかと思います。問題を研究したりフォローアップしたりということで、その面では国が調査をここにお願いするという意味で財政援助は当然すべきだと思います。」と回答している（同：1196-1197）。これに対して森戸主査は、「財政援助はしなければできないと思いますけれども、ここできめて文部省はそれはいやだと言われたらどうするの。文部省には別の希望があるのだということもあり得るかもしれない、そういう場合の意思是どういうふうにして疏通するの。やつたことを全部そのとおりにしてさしつかえないのか、あるいは国の教育の責任を持っている人もやはりそこでは発言の機会を持っていくというふうにしたらいいか、間接には聞きますけれども、全く自主的に制度としては聞かないでやっていくのか、その辺ちょっと疑問だったものですから……。」と、質問の真意について説明した（同：1197）。すると茅委員が、この機関の性格を今からはつきり決めることはできないとしつつも、「文部省が直接これに入らないというような議論が出ましたが、本来の性格としては、やはり私は特殊法人といったもの、それから文部省が直接入るというのは、文部省を除外しておられる（筆者注：国立）教育研究所などが相当これをやっていて、実際に非常に有効じゃないか、そういう機関を通じて意思の伝達をされるということは直接でなくても十分である、こういう考えのほうが全体としてスムースにいくのではないか。」と述べた（同：1197-1198）。すると森戸主査も、「私も特殊法人等の形が妥当だと思うのですが、その場合高等学校と大学とだけの人でいいか、あるいは国

の行政を担当する人も何か意見を述べるような機会を持っていないといろんな点で制度的に少しまずいところも出てくるし、その場合、茅委員の御指摘では、文部省の行政的担当者よりも研究機関である教育研究所ですね、そういうようなものを通してやるのが一番妥当じゃないかというような御意見がありましたが、これも一つのいい示唆だと思います。」と述べている²⁵（同：1199-1200）。

なお、特殊法人という形態にする点について、内藤文部省事務次官は、「今特別の機関を財団法人でやるあればあります。それから特殊法人でやるものもある。ただ特殊法人にやりますと、国会で立法措置を講じてやらなければならぬので、三年の研究機関的なものですが、多少特殊法人というのはある程度永久の存在でないといかねから、将来いよいよこれでテストを実施するという見込みがついたら、高等学校側からと大学側とを入れた財団法人式のもので運営したらどうか²⁶。」と、財団法人という形態で実施する案を支持していた（同：1238-1239）。

そして、このテストの試験期間を3年と設定した理由について、例えば天城局長は、「これは別にはつきりした根拠はございませんが、いきなりこれをやるものもいけないということだけで、あとは……。」と述べ、続いて内藤事務次官が「おおむねだから、三年ときちつといっているわけではないし、おおむね三年くらいなら大体研究の成果も出ることだし、信頼性が保てるのじゃなかろうか。あまり短かくしてもいけないし、研究ばかりしておっても実効が上がりませんので。」と回答している（同：1261-1262）。

ところで、中教審による中間報告が出された翌年、内藤事務次官が旺文社社長によるインタビュー形式で能研や能研テストについて説明した書籍『大学入試はどう変わるか—学力・能力テストについて—』（旺文社、1963年）が刊行されている。その冒頭で、上記のような能研の体制や運営のあり方等について詳細に述べている。

まず、能研を財団法人にした理由については、「高等学校のテストになると、特に入学試験を統一試験にかえることになると、大学側の協力を得なければならないし、また、高等学校側の協力も得なければならない。そこで文部省なり教育委員会の意向も反映しなければならないし、就職にも使うとなれば、財界の意向も反映しなければならないということで、小中学校のように文部省が国で一斉学力テストをやるというのも一つの方法だけれども、日本の現状から考えると、財

団法人にしたほうが各方面の協力が得やすいのではなかろうか。それからそこに働く人も、国家公務員でないわけですから、相当俸給もよくして、よい人が研究員にはいっていただきたいと思うのです。いま一つは、この機関は、ある意味からいって試験的な機関なので、三年間なら三年間試験的にやらなければならぬのですから、その試験的にやるのを国の機関でやるものもどうかという気もしているわけです。これが今後完全に入試にかわるのなら、これは国の機関でもいいのですけれど、今のところ試験的な機関という意味もあるので、むしろ財団法人のほうがいいのではなかろうか、こういうわけです。」と説明している（内藤1963：7-8）。すなわち、この発言からは、①大学や高校、文部省、教育委員会、財界といった関係者の協力を得たり各々の意向を反映したりする際に都合が良い点②研究所員は国家公務員ではないため俸給を高く設定できることにより、優れた人材を集めることに繋がる点③3年間の試験期間中は、国の機関より財団法人とする方が適切である点という3点が、能研を財団法人とした主要な理由だったと言える。

次に、試験期間を3年間とした点については、「僕はね、あまりこういうものはあせってはいかぬと思うのですよ。三年間のテスト期間を置いたというのは、やはり初めから一ぺんに入試にかえられるということになると、高等学校の生徒は、どんな試験問題が出るかわからないので、まず子供が心配をする。父兄だってそうです。それから受け入れる大学側でも、一体それが信憑性があるのか、信頼度が高いのか、そういう研究をしなければならない。しかし、その研究を積んでくれば、反対ができなくなるのだね。そういう意味で三年間のテスト期間を置いたわけです。」と述べている（同：8-9）。ここからは、能研テストを導入して大学入試を一気に変えようとせず、3年間という試験期間の中で、テストの信頼度等に関する研究を蓄積し、受験生・保護者の理解を深める意図があったと考えられる。

また、財団法人の参考となったアメリカのテスティング・サービス・センターについて尋ねられると、「僕は、あがが一番参考になると思うのです。日本のような入学試験制度をやっているところは、世界中どこにもない。各大学がばらばらにやっている。高等学校もカリキュラムがある。ことに高等学校指導要領というものをつくって、それに基づいた教育課程があるわけなんだけれども、実際には各高等学校は、大学の入学試験によって教育しているようなものです。だか

ら、子供は高等学校の教育課程と大学入試の勉強と両方をやっていて、二重負担になっている。どっちが子供にとって切実かというと、大学の入学試験のほうを中心に勉強する。ところが、イギリスあたりは一種の国家試験をやっている。つまり、GCE、またフランスのバカロアレというものです。この国家試験に合格すれば、資格が得られる。その資格のないものは、大学に入れないわけです。だから、国家試験でふるいにかけているから、非常に選抜しやすいわけです。それからアメリカは今お話しのカレッジ・エントランス・エクザミネーション・ボードがあり、その下にテスティング・サービス・センターがあって、それが実際に問題をつくり、それによって入学試験をやっている。日本のように各学校がやってはいないわけです。日本が入学試験制度を改善する方法としては、私は、アメリカのテスティング・サービス・センターの機構は参考にすべきだと思うのです。我が国の現状では、あれは一番いいサンプルになるのではないかと思います。」と答えている（同：9-10）。

この他に、文部省が能研に法的指導力・影響力を持つことはなく、理事に事務次官と調査局局長が入ることで文部省の意見を反映させていく点や、試験問題の作成・研究のために文部省が予算補助を行う点、文部省が設立の許可をするが運用は法人の自由である点、受験料収入でまかなえると考えているため、いずれもあっても良いが民間からの寄付は不要である点等について述べられていた（同：11-13）。

（6）第32回会議における審議内容

第32回会議では、事務局による「大学の入学試験について（中間報告案）」についての説明を受け、文言・字句といったより細かい点を中心に検討が行われた。設置形態については、例えば、「結局、どこでやるのかという実施主体ですね、それがやはりこの間も問題になったのですけれども、新しくできる法人ですか、それが高等学校側とか大学側とかやはりこういうことは必要だというので話し合って、自主的に選抜方法を改善するためにそういう機関を作るという形に持つていけば、高等学校長は自分たちでやるというふうなそういう考え方にも通ずるのですね。ですから、どこまでもそういうようにお互いに話し合ってやろうということになれば、高等学校自体やるということにもあるいはなるかもしれません。」（岩下委員）、「考え方としては高等学校と大学が一緒になってやるのだ。（筆者注：原文ママ）」いうことがいちばんまっとうだと思

ますね。ですから、その機関も両者が一緒に、中心になって作るのだということになると思います。ただ、今度は制度論としてどれがやるのだということになると、名前はそうでも結局この機関が実施するのだという形になる。」（天城調査局局長）（第32回第16特別委員会速記録：1331-1332）、また、「これ（筆者注：テストの実施機関）は政府の機関ではない、法人ですね。」（森戸主査）、「さしあたり財団法人、そういう意味です。」（天城調査局局長）、「さしあたりというのは、将来特殊法人に持つていこうということですか。」（奥井委員）、「仕事の発展いかんによっては。」（天城調査局局長）、「これはさしあたりのほうはどうでもいいので、初めから性格を、あとどっちへ持っていくかということをはっきりしないと、そこへ行くとどうしても文部省の付属機関になってしまう可能性がかなり多いのじゃないでしょうか。」（奥井委員）（同：1337-1338）といったやり取りがされていた。ここからは、中間報告案に既に財団法人という形態をとる点が明記されていたことが窺えるが、これに対して、特に反対意見は挙げられていないかった。

（7）小括

中教審第16特別委員会の中で行われていた、大学入試における新たな共通テストとその実施機関の設置形態に関する議論の要点は、次の3点にまとめられる。

第1は、審議の初期段階から、委員や参考人である国立教育研究所の関係者により、大学進学のための適性検査の有効性や再実施を求める声が挙がっていた点である²⁷。この中で、全高長会長の岩下委員が、文部大臣にあてた「大学入試制度改革に関する意見具申」を基に意見表明を行い、その中で、問題の信頼性の確立や受験準備を誘発しないことを条件に、進学適性検査の再実施の検討を要請していた。加えて学力試験についても、出題の適正化を目指し国が国立大学の入試問題を統一することを挙げ、そのために、国が適当な機関や委員会を作り、高校の教育課程の範囲内で無理な受験準備の必要な程度の適正な問題を作成し入試を実施することで、現役の生徒がより大学に入学できるようになると提案していた。そして委員からも、学力試験の実施を支持する意見が挙げられていた²⁸。

第2は、審議や改革案の提案・作成において、外国の大学入試制度が参照されていた点である。

例えば、岩下委員による全高長からの要望に関する説明の中で、学力の統一試験を提案した根拠として、イギリスでは複数の大学が問題を作成して試験を実施

している状況や、ハーバード大学名誉総長だったJ・B・コナント博士による日本の大学入試制度への助言を挙げていた。そして、それを受けた意見交換でも、アメリカで行われている進学適性検査の例も挙げながら、進路指導や大学入試で活用できる高校での統一的な学力試験や適性検査を行うことに賛同する意見が複数挙げられていた。

また、フランス、アメリカ、ドイツ、イギリス、ソ連という5か国の大学入試制度に関する検討も行われた。この中で委員や文部省から、アメリカやイギリスでは、共通試験を高校や大学の教員を中心とした国とは別の機関が実施している一方、フランスやドイツでは、国が中心となって実施している例もあること等が紹介された。これを受けた討議では、各国で活用されている高校での内申書について、その学校差を補正する手段として何らかの形で統一された学力試験を実施することに賛同する意見や、テスト問題の研究・出題機関の設立を提案する意見、そして高校生が自由に参加できるような試験とすべきだといった意見が挙がっていた。こうした審議の中、第31回委員会で文部省は、アメリカのCEEBとETSを兼ねた機関を念頭に、国の行政機関と分離した第3の研究機関として、「統一的、客観的テストの問題の研究、作成およびテスト実施のため、特別の機関を設ける。」という具体案を提示した²⁹。

第3は、共通試験の実施機関の設置形態や国の関与のあり方が議論になっていた点である。第31回委員会において新たな共通試験に関する上記の改革案が示された後、委員からは、文部省が関与しない場合、テストの実施機関と文部省がどのように意思疎通を行うのかという疑問や、特殊法人とするのが妥当ではないか、また、国の担当者が意見を述べられるようにすべきではないかといった意見が挙がっていた。これに対して文部省からは、テストに関して3年の試験期間を設けようとしており、この期間中は国があまり介入しない方が良いのではないか、更に、立法措置が必要な特殊法人にすると、一定程度永久的に存在することが前提となってしまう等と回答しており、国による財政援助を行いつつ財団法人のような形で出発する構想を提示していた。このように、文部省側と委員の間で意見に相違があったものの、中間報告では、当面、高校・大学関係者を中心とし学識経験者や文部省関係者を加えた財団法人が、テストの問題の研究や作成、実施を担うことが提言されるに至ったのである。

4. 結語

本研究では、そもそもなぜ、官よりも経営基盤が不安定になりやすい民間組織である「財団法人」を実施機関として能研テストが構想されたのかという能研の設置形態に着目し、その経緯を、中教審第16特別委員会の速記録や配布資料等を基に解明する分析を行った。その結果、①委員や参考人である国立教育研究所の関係者により、大学進学のための適性検査の有効性や再実施を求める意見が出されていたことに加え、国が国立大学の入試における学力試験を統一すること、そのために、国が適当な機関や委員会を作り、高校の教育課程の範囲内で無理な受験準備の必要のない程度の適正な問題を作成し入試を実施するという具体案を、全高長会長の岩下委員が提案し、委員からもそうした学力試験への支持があった点、②審議や改革案の提案・作成において外国の大学入試制度が参照され、アメリカのように国と分離した第三者機関が共通試験の実施機関として提案された点、③そうした改革案が文部省側から提示された審議において、実施機関の設置形態や国の関与のあり方が議論となり、文部省側と委員の間で意見に相違が見られたものの、結果的に文部省側が想定していた財団法人という形式で実施機関が設立されることになった点という、主に3点が明らかになったとまとめられる。

以上得られた知見に基づくと、能研テストの政策形成に関して次の二つの示唆が得られる。

一つ目は、得られた知見の②に関わる点である。そもそも中教審での審議以前から、大学入試における当時の激しい受験競争の緩和や高校教育への悪影響の改善のため文部省で入試制度改革が検討されており、その際、各国の入試制度の比較検討が開始されていたと報じられている³⁰（内外教育1960年3月25日：2面）。実際の審議でも、高校側からイギリスの入試制度を根拠の一つとした共通試験が提案されたり、5か国の大学入試制度の状況が説明された上で改革案についての議論が行われていたりした。そして最終的には、アメリカをモデルに、国とは分離して高校・大学関係者を中心としたテストの実施機関を財団法人として設立する方針を提言するに至ったのである。このように、ある国や地域が他の国や地域の政策を受け入れるという「政策移転」（伊藤2020：262）が、能研テストの政策形成過程で行われていたのである。以上を踏まえると、大学入試改革について検討が行われた際、中教審での審議以前から、そして中教審における審議で、関

係アクターにより外国の大学入試制度が参照され、その中で新たな共通試験に関する具体的な改革案が構想されるという政策形成のプロセスを踏んだことが、能研テストが財団法人という設置形態となったことに影響を与えていた可能性が示唆される。

二つ目は、得られた知見の③に関わる点である。ここからは、テストの実施主体を、委員からも意見が出ていた特殊法人ではなく、民間組織である財団法人とするという文部省側の意向が大きく影響したと言える。その狙いとして、審議や内藤事務次官のインタビューの中では、3年間という試験期間を設定するため、その期間中は、長期の存続を前提とした特殊法人としたり、国が介入したりすることは適切ではない点や、大学や高校、文部省、教育委員会、財界といった関係者の協力を得たり各々の意向を反映したりする際に都合が良い点、研究所員は国家公務員ではないため俸給を高く設定できる点が主に挙げられていた。だが、能研テストの実施過程を見てみると、文部省の目論見通りにはいかなかったと言える。芝（1974）や佐々木（1989）、黒羽（2001）等、数多くの先行研究で指摘されているように、能研テストの実施に対しては、「国民所得倍増計画」（1960年）や経済審議会による「人的能力政策に関する答申」（1963年）、文部省による「全国学力テスト」の実施といった、当時のいわゆる「人的能力政策」や「能力主義的教育政策」の一環と認識され、学園紛争も相まって、日本教職員組合や高校・大学生を中心とした反対運動が展開された。こうした中、受験者数は減少し、テストの結果を利用する大学も少なかったことから、受験料収入に頼っていた能研は慢性的な赤字状態に陥りテストの中止と能研の解散に至った。この点、中村（2024）は、財政の立て直しのために、能研理事により、能研を財団法人から特殊法人に移行すべきだという意見が相次ぎ、「なるべく近い将来、特殊法人とする。」また「このことが、困難な場合には、研究調査費等の補助金を大巾に増額し、かつ継続的に支出してもらう。」と決議され、文部省も理解を示していたが、結局、特殊法人化は果たせないままテストが中止されたことを明らかにしている。以上の状況を踏まえると、国の介入を抑制した民間組織である財団法人として能研が出発することにより、高校や大学等の関係者から協力を得やすい状況にしてテストを推進するという、検討段階で文部省が持っていた意図は、テストの実施後、上記のような社会的背景の中でその狙い通りには進まず、むしろ財団法人としたことが大きく影響して能研の経営が

行き詰まり、テストの中止と能研の解散を行わざるを得なくなったのである。このように、政策形成過程で想定されていた政策の目的と、政策実施過程における結果に乖離が生じるという「実施のギャップ」（真渕2000：61）が、能研テストが短期間で廃止されたという意味で失敗に終わった要因を考える上で、重要な視点となるのである。

本稿では、中教審第16特別委員会の審議に参加していた、全高長や国大協といった高校・大学関係団体内部で、能研テストのような共通試験の可能性についていかなる審議が行われていたかという点までは分析できなかつたため、この点は別稿で検討したい。

【注】

- 1) 「中央教育審議会総会速記録（第85～90回）・第21冊・（昭35.10～昭37.4）」（
- 3) 中間報告で、テストの問題の研究については、「この機関は、學習到達度、進学適性の的確な判定をするテストの問題について研究する。」と具体的に説明されている。
- 4) 中間報告で、テストの実施については、「この機関は、毎年国立大学入学志願者に対し、高等学校の協力を得て一せいにテストを行ない、その結果をテストを受けた者の志願する大学および出身高等学校に送付する。」と説明されている。
- 5) 財団法人とはされているものの、中間報告の中では、テストを確立するまでに設ける少なくとも3年間の準備期間中、「国はこの機関に対し、必要な財政的援助を行なう必要がある」点も示されている。

- 6) 「中央教育審議会第16特別委員会速記録第26～28回・(昭37.6～昭37.7)」(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?IS_KIND=hierarchy&IS_NUMBER=100&IS_START=1&IS_TAG_S51=prnid&IS_STYLE=default&IS_KEY_S51=F000000000000422079&IS_EXTSCH=F2009121017005000405%2BF2005031818515103169%2BF2005032113230603262%2BF2005032113342903264%2BF000000000000422079&IS_ORG_ID=F000000000000422079&LIST_TYPE=default&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc 2024年7月11日情報取得)、「中央教育審議会第16特別委員会速記録第29～31回・(昭37.7～昭37.9)」(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?IS_KIND=hierarchy&IS_NUMBER=100&IS_START=1&IS_TAG_S51=prnid&IS_STYLE=default&IS_KEY_S51=F000000000000422080&IS_EXTSCH=F2009121017005000405%2BF2005031818515103169%2BF2005032113230603262%2BF2005032113342903264%2BF000000000000422080&IS_ORG_ID=F000000000000422080&LIST_TYPE=default&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc 2024年7月11日情報取得)、「中央教育審議会第16特別委員会速記録第32～34、36回・(昭37.9～昭37.10)」(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?IS_KIND=hierarchy&IS_NUMBER=100&IS_START=1&IS_TAG_S51=prnid&IS_STYLE=default&IS_KEY_S51=F000000000000422081&IS_EXTSCH=F2009121017005000405%2BF2005031818515103169%2BF2005032113230603262%2BF2005032113342903264%2BF000000000000422081&IS_ORG_ID=F000000000000422081&LIST_TYPE=default&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc 2024年7月11日情報取得)による。

7) なお、第33回(1962年9月17日)では、大学入試について、中間報告案に関する文言・字句の修正を中心若干の審議が行われている。

8) 文部省が1947年から「知能検査」として開始し、1948年から「進学適性検査」と改称して1954年度入試まで続けられた試験である。特に、「進学後において伸びる素質をもっていること(将来の可能性)」を検査することが目的とされ、当初は官立高等学校、高等専門学校、師範学校、新制大学発足後は国立大学の入学者全員に課されていた。また、新制の公私立大学や短期大学でも進学適性の検査の実施が義務付けられ、各大学独自に問題作成・実施を行っていたが、問題作成が困難となつた事情もあり、文部省の進学適性検査に合流していった(西堀1974:109-110)。

9) 以下、速記録からの引用に当たって、本来小文字表記が適當な文字で速記録が大文字となっているものについては、読みやすさの観点から全て小文字に、また略字も原則本来の字体に直して表記している。なお、この速記録は手書きのため、筆者が判読できなかつた文字は□で表している。

10) この詳細については第30回会議以降で議題に挙がるため、そこで後述する。

11) この研究の成果は、1963年出版の『大学入学に関する国際的研究』にまとめられている。その中の「はしがき」で、編著者だった日高は、国際大学協会がユネスコ本部と協力し、カーネギー財団の援助を受けて大学入学問題の国際的研究を行つており、その一環として日本を含む世界13カ国におけるこの問題の「掘りさげ研究」を実施した点や、日本に関する研究成果を中心に同書がまとめられた点について説明している。なお、「もくじ」によると、主な内容は、「A. 日本の学校教育の実態(旧学制と新学制、高等教育機関の構造、大学の入学資格と資格者数、高校教科課程と進学準備、入学者選抜の方法、入学志願者数と入学者数)」「B. 大学入学の現状と問題点(定員オーバーの志願者、再志願者と予備校の問題、志望学科と志願者数との関係、ガイダンスとオリエンテーション、大学進学と経済問題、奨学金その他の財政的援助、入学試験の問題は適當か、きびしい競争試験のむじゅん、入学者選抜方法の統一は可能か、教育機関の大都市集中の傾向、中途退学の問題、外国人学生の入学)」「C. 大学入学の現状の総合的評価(日本の入学制度の特色とその問題点、過去10年間にこころみられた解決の方法、問題の分析と解決策)」から構成されていた。

12) https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?DEF_XSL=detail&IS_KIND=detail&DB_ID=G9100001EXTERNAL&GRPID=G9100001&IS_TAG_S16=eaid&IS_KEY_S16=M000000000001573399&IS_LGC_S16=AND&IS_EXTSCH=F2009121017005000405%2BF20050318185169%2BF2005032113230603262%2BF2005032113342903264%2BF00000000000042202&IS_ORG_ID=M000000000001573399&IS_STYLE=default&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc (2024年7月12日情報取得)による。なお、中村(2023)でもこの資料について言及があるが、その内容については詳細に検討されていない。

13) なお、最後に補足として、「右のほか、高校教育課程を完全に実施するために、大学の学年開始期を九月とし、大学入試期を七月に繰り下げられたいとの意見もある。」と記載されている。

14) 岩下委員もこのセミナーに参加していたことが、『内外教育』の1961年5月16日の9~10面で確認できる。

15) 速記録では、この試験を「スコラスティック・アプライチュード・テスト」と記しているが、現在はScholastic Assessment Testに名称が変更されている。

16) ETSとCEEBの関係について、荒井・藤井・倉元(2002)は、1947年にETSがCEEBから独立しテストの実施機関として設立され、この時、SATの実施をCEEBから引き継いだと説明している(荒井・藤井・倉元2002:16)。

17) 例えば永岡は、CEEBについて、各大学が独自に入試を計画・実施したり、結果を判定したりする労力を軽減するのと同時に、志願者に対する公平な判定を

- 期待するという理由から結成された団体である点や、加入希望した全国の大学・中等学校の他に教育関係の研究団体・協会等も所属している点、1960年度では加盟大学数が300を超える急速に増加している点等を指摘している（永岡1963：90）。
- 18) 科目別に行われている学習達成度を測定するための試験であり、1994年から「SAT II」として実施されていた（荒井・藤井・倉元2002：16）が、現在は廃止されている。
- 19) 木戸は、アビトゥアに関して、ドイツは連邦制であり教育の権限は各州が有しているため州ごとに文部省が設置されており、基本的に州の試験として実施されている点や、そこで得られる大学入学資格は全ドイツで有効となっている点、州ごとに出題される問題は異なるが、各州の文部大臣により構成される常設文部大臣会議により、教科ごとにアビトゥア試験に関する「統一的試験基準」が定められている点、各州はこの基準に従い自州の試験問題を作成している点等について説明している（木戸2014：47）。
- 20) 現在、主として18歳を対象とするGCE A レベル（General Certificate of Education Advanced Level：中等教育証書上級）、主として17歳を対象とするGCE AS レベル（General Certificate of Education Advanced Subsidiary Level：中等教育証書準上級）、そして主として16歳を対象とするGCSE（General Certificate of Secondary Education：前期中等教育証書）等の科目別の資格試験に分かれており、このうちA レベル試験が大学合格に大きな影響を及ぼしている（山村2016：3）。
- 21) 文部省により1956年度から開始された「全国学力調査」を指していると考えられる。
- 22) 速記録には「ウラルミン・アビリティ・テスト」と表記されているが、日高が「これは前にも御紹介したかと思いますが」と述べている（第30回第16特別委員会速記録：1164）通り、第27回会議で日高が説明していた（第27回第16特別委員会速記録：579-580）「ラーニング・アビリティ・テスト」だと判断した。このテストについて、日高は、例えばある事件に関して書かれた文章を生徒に1時間～1時間半ほど勉強させ、その後、その文章で勉強した各教科に関する問題を1時間程度で解かせる試験だと説明している。
- 23) 前述の通り、第30回会議で、アメリカのEducational Testing Service（ETS）とCollege Entrance Examination Board（CEEB）が言及されていたことから、これは「テスティング・サービス」のことだと考えられる。
- 24) 特殊法人とは、「国の行政に連接したり延長上にある公的な事務事業」を行う際、「利用料収入や受益者負担等の対価が期待されるなど企業的経営になじむとみられる場合で、逆に国が直轄で行った場合には単年度予算制度や給与の法定制度などの制約があつて能率的な経営が期待できない場合などに、国とは別の法人にその事務事業を担わせる」機関である。特殊法人毎に根拠法が制定され、国家的責任を担保できる特別の監督を行い、所管する府省の主務大臣が、予算や事業計

- 画の決定権、長の任命権を保持し、主務大臣の許可なしにこれらの重要な経営事項を決定できない点が特徴とされる一方、経営の自主性・彈力性を認め能率的経営を行わせることも主目的としている（東田2004：103、伊藤・出雲・手塚2022：118）。なお、財団法人は、当時、社団法人と並び改正前民法第34条に定められた公益法人の一つであり、主務官庁が、設立の許可、監督上必要な命令、法人業務や財産状況の検査等を行えるといったように、主務官庁に設立・監督における強い権限が与えられていた（新日本監査法人公会計部公益法人部〔編著〕2007：3、市川2005：42）。ただし、財団法人は政府機構ではなくあくまで「民間非営利団体」の一種だった一方、特殊法人は官の組織であって民間組織とは言えない点で異なる（入山2003：49、91-92）（以上の説明・表現は、中村（2024）も参照）。
- 25) 森戸は、別の箇所でも「私は何か今まで大学は大学、高等学校は高等学校、文部省は文部省でちっとも相談しないでというか、あまり本気で相談しないできたのじゃないか。実際に別々にやっておるところにいろんな問題が起ころのだから、もう少しお互いに意見も出し、相談できるような機関が望ましいんじゃないかなと思います。民主的な制度においては高等学校と大学が国の行政のものは排除するのだ、そういうことではうまくいかぬのじゃないかという感じがするのです。そういう意味では民主的な仕組で親たちなどの形でだれか公の代表も入るという形をとらなきやいかぬのじゃないかという感じを持っています。そういう点を配慮した意味で、もちろん主体は高等学校、大学ですけれども、それに多少広い範囲、この点も大学に限りません。国の行政の責任者あるいは親たちというようなものもある程度ないと（筆者注：機関の）理事のほうでは、専門家のほうはちょっとあれですけれども。」と述べている（同：1244-1245）。
- 26) この発言について、後述の内藤によるインタビューの内容も踏まえると、現時点では特殊法人という設置形態に否定的であり、「将来いよいよこれでテストを実施するという見込みがついたら特殊法人という形態に移行し、当面は高等学校側からと大学側とを入れた財団法人式のもので運営したらどうか。」という意味だと筆者は解釈した。
- 27) なお、1959年4月28日の『内外教育』（2面）では、文部省が進学適性検査の復活に向け、省内に設置されている大学入試研究協議会の中で、同検査がすぐれた資質を持つ者を選ぶのにふさわしいものかを検討することになったと報じられている。この協議会は、大学学術局長の諮問機関であり、大学・高校関係者や学識経験者、文部省・国立教育研究所関係者から構成されていた（第26回第16特別委員会速記録：374-375）。上述の『内外教育』によると、日高委員や、委員会に参考人として呼ばれていた国立教育研究所の関口隆克所長もこの検討に加わっていたという。
- 28) 中間報告発表後の1962年10月15日の読売新聞（夕刊3面）（以下、「ヨミダス歴史館」より収集）では、同報

- 告について「入試問題の統一という点では、こんどの中教審答申は高校長の要望を完全にいたれた形になっている」と評価しており、また、実施は慎重に行ってほしいとしつつ答申の内容に賛成する岩下委員のコメントも掲載されている。このように、共通の学力試験の実施を要請していた高校側の意見が改革案に反映された側面が大きかったと考えられる。
- 29) この経過については、「中教審としては統一的入学試験制度、入学資格試験制度、無試験入学後の整理方法など欧米各国の制度実情もあわせ、慎重審議を続けた結果、わが国の教育制度、社会事情なども考慮、一足とびにこのような方途をとることは不適当として、こんどの制度を示唆したわけ。この構想はアメリカの教育テスト請け負い機関(ETS)の制度を“輸入”したものといわれ、能力開発研究所がETSに当たる。」と報道されている(読売新聞1963年2月6日夕刊2面)。
- 30) なお、同報道によると、この当時、文部省としては、イギリスのGCE試験のような制度を取り入れる意向だった。具体的には、高校在学中に何度か適性検査を実施し、その結果により生徒の進路を決めて進学・就職の方向付けを行うことにより、進学者を絞る狙いがあったという。

【引用文献】

- 荒井克弘・藤井光昭・倉元直樹(2002)「SATとAAP」藤井光昭・柳井晴夫・荒井克弘[編著]『大学入試における総合試験の国際比較—我が国の入試改善に向けて』多賀出版、15-36
- 市川拓也(2005)『公益法人制度改革と新たな非営利法人制度—法律・税制・会計の抜本改革のすべて—』財経詳報社
- 伊藤修一郎(2020)「公共政策管理のシステム—政策を提供するしくみや制度はどのようなものか?」秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎〔第3版〕』有斐閣、249-266
- 伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔(2022)『はじめての行政学〔新版〕』有斐閣
- 入山映(2003)『日本の公益法人—その正しい理解と望ましい制度改革—』ぎょうせい
- 木戸芳子(2014)「ドイツの学校における日本語教育—アビトゥア試験『日本語』の事例を中心にして—」『研究紀要』38、47-68
- 木村拓也(2014)「大学入試の歴史と展望」繁樹算男[編著]『新しい時代の大学入試』金子書房、1-35
- 黒羽亮一(1985)「大学入学者選抜における統一試験の役割に関する歴史的考察」『大学論集』14、55-71
- 黒羽亮一(2001)『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部
- 佐々木享(1989)「能研テスト—新たな共通試験」『大学進学研究』11(3)、54-57
- 佐々木隆生(2022)「大学入試の変遷と多様化」大阪大学高等教育・入試研究開発センター[編]『未来志向の大学入試デザイン論』大阪大学出版会、32-51
- 芝祐順(1974)「能力開発研究所の能研テストについて」日本教育心理学会[編]『大学入試を考える』金子書房、117-135
- 新日本監査法人公会計部公益法人部[編著](2007)『[第2版]新公益法人制度のすべて—新制度のしくみと移行・設立ガイド』清文社
- 先崎卓歩(2010)「高大接続政策の変遷」『年報 公共政策学』4、59-89
- 中央教育審議会(1962)「大学教育の改善について(中間報告)」『文部時報』1023、46-58
- 中央教育審議会(1963)「大学教育の改善について(答申)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/630101.htm 2024年7月10日情報取得
- 内藤善三郎(1963)『大学入試はどう変わるか—学力・能力テストについて—』旺文社
- 永岡順(1963)「アメリカの大学入学の二つの方式と機会」『教育学研究』30(2)、89-96
- 中村恵佑(2023)「『政策の窓』モデルを用いた能研テストの実施要因に関する一試論」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』43、29-49
- 中村恵佑(2024)「財団法人『能力開発研究所』(能研)の経営状況をめぐる対応に関する分析—能研内部の議論に焦点を当てて—」『教育学研究』91(1)、40-50
- 西堀道雄(1974)「文部省の進学適性検査について」日本教育心理学会[編]『大学入試を考える』金子書房、109-116
- 東田親司(2004)『新版 現代行政と行政改革—改革の要点と運用の実際—』芦書房
- 日高第四郎[編著](1963)『大学入学に関する国際的研究』民主教育協会
- 真渕勝(2000)「課題設定・政策実施・政策評価」伊藤光利・田中愛治・真渕勝『政治過程論』有斐閣、54-76
- 山村滋(2016)「イギリスにおける大学入学者選抜制度改革—GCE試験制度改革の分析—」『比較教育学研究』53、3-13
- ※なお、「大学教育の改善について(中央教育審議会の動静/第91回総会・中間報告)」(『文部時報』1023、44-45、1962年)の文責は、「企画課 大谷内」とだけ記されており、名前は不明だった。

【謝辞】

本研究は、「令和4年度研究活動スタート支援(JSPS科研費:22K20269)」の助成を受けた成果の一部である。

(2024. 7. 25受理)